

# 新宿区 未来につなぐ 町会・自治会 ささえあい条例 ハンドブック



# 第1章 制定の背景・目的

「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例」(以下、条例といいます。)を、つぎの背景・目的により制定しました。

## 背景

新宿区では、それぞれの地域で暮らし、働き、活動する人々が交流し、絆をつくり、その地域の歴史や文化を大切にしながら、豊かな地域コミュニティを形成してきました。

町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、行政と連携しながら、地域の防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守りや子育て支援、にぎわいづくり等の様々な活動を行い、地域コミュニティの発展に寄与してきました。町会・自治会は、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりにはなくてはならない存在です。

しかし、生活様式の変化や価値観の多様化等により、町会・自治会への加入率の低下やその活動の担い手の不足が深刻化しており、暮らしやすいまちづくりに影響を及ぼすことが危惧されます。このため、町会・自治会の活性化を図り、新宿区の豊かな地域コミュニティを支える町会・自治会の取組を次世代に伝えていくことが大切です。

## 目的

町会・自治会の活性化の推進に係る基本理念を定め、町会・自治会、区民、事業者、マンション等建築主等、マンション等管理者等、小中学校・高校、大学・専修学校等、その他地域活動団体の役割及び区の責務を明らかにするとともに、町会・自治会の活性化のために必要な施策に連携して取り組むことにより、地域コミュニティの活性化を図り、暮らしやすいまちの実現を目指すことを目的としています。

## TOPIC

### 令和5年10月から検討を行いました

町会・自治会、事業者、学識経験者、区民委員、大学関係者で構成される「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例検討委員会」において検討を重ねるとともに、町会・自治会との意見交換会やパブリック・コメントを実施し、いただいたご意見を踏まえて、条例を制定しました。



## 第2章 条例の構成

条例は、以下の項目で構成されています。

### 前文

条例制定の背景や目的、区の決意等を述べています。

P.3

### 目的

条例制定の目的について定めています。

P.4

### 定義

条例で使用する主要な用語の意味を定めています。

P.5

### 基本理念

条例を推進する上での基本的な考え方について定めています。

P.7

### 役割

条例の目的を達成するための各主体の役割について定めています。

P.7

### 区の責務

3つの区の責務を定めています。

P.11

### 施策の推進

条例に掲げた目的を実現するための施策の推進について定めています。

P.11



TOPIC

### 条例の特徴について

条例は、町会・自治会と地域コミュニティに対する区の理念や考え方を示す理念条例にとどまらず、マンション等建築主等やマンション等管理者等に対して、連絡先の報告を義務付けている点が特徴のひとつとなっています。

# 第 3 章 条例の内容と説明

条例は、前文と全 14 条の条文で構成されています。

## 前文

私たちのまち新宿区では、それぞれの地域で暮らし、働き、活動する人々が交流し、絆をつくり、その地域の歴史や文化を大切にしながら、豊かな地域コミュニティを形成してきました。

町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、行政と連携しながら、地域の防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守りや子育て支援、にぎわいづくり等の様々な活動を行い、地域コミュニティの発展に寄与してきました。町会・自治会は、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりにはなくてはならない存在です。

しかし、生活様式の変化や価値観の多様化等により、町会・自治会への加入率の低下やその活動の担い手の不足が深刻化しており、暮らしやすいまちづくりに影響を及ぼすおそれがあります。町会・自治会の活性化を図り、新宿区の豊かな地域コミュニティを支える町会・自治会の取組を、次世代に伝えていくことが大切です。

新宿区は、昼間人口の過半数が在勤者・在学者であり、外国人の割合も高く、様々な方が活動する多様性のある自治体です。区民や、地域で活動する様々な主体が、新宿区をわがまちと捉え、相互理解と思いやりの気持ちを持って、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、連携することが、町会・自治会の持続的な発展につながります。

私たちは、永く、地域の課題に対して皆で考え、行動し、解決していくことで、ここに住み続けて良かった、ここで働き、活動して良かったと思える地域コミュニティを地域全体でつくっていく必要があります。

町会・自治会の活性化を図ることにより、将来にわたり地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現する決意を込め、ここに、この条例を制定します。

## 説明

前文では、条例制定の趣旨、理念、目的などを示すとともに、「将来にわたり地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現する」決意を述べています。

本条例の前文は、三つの項目で構成しています。

一つ目の項目では、町会・自治会が新宿区の地域コミュニティの中心的な組織として、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりにはなくてはならない存在であることを明言し、町会・自治会の重要性や意義、地域コミュニティにおける役割を述べています。

二つ目の項目では、社会情勢の変化や町会・自治会が抱える課題及び地域コミュニティに及ぼす影響について述べています。

三つ目の項目では、新宿区の特徴、その特徴を踏まえた町会・自治会活性化の基本的な考え方、地域コミュニティのあるべき姿について述べ、それを目指すことを明確化しています。

## 目的

第1条 この条例は、町会・自治会の活性化の推進に係る基本理念を定め、町会・自治会、区民、事業者、マンション等建築主等、マンション等管理者等、小中学校・高校、大学・専修学校等その他地域活動団体の役割及び新宿区（以下「区」という。）の責務を明らかにするとともに、区、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体が連携し、町会・自治会の活性化のために必要な施策（以下「活性化施策」という。）に取り組むことにより、地域コミュニティの活性化を図り、もって暮らしやすいまちの実現を目指すことを目的とする。

## 説明

町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体の役割及び区の責務を定め、町会・自治会との連携を推進することで地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちの実現を目指すことを定めています。

### TOPIC

#### 区と町会・自治会との関係性を位置づけています

町会・自治会は、区域内の住民や事業所、商店会等によって組織される任意の団体です。

条例の前文で「町会・自治会は、行政と連携しながら様々な活動を行い、地域コミュニティの発展に寄与してきた、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりにはなくてはならない存在です。」と述べることで、区と町会・自治会との関係性を位置づけています。



### TOPIC

#### 新宿区町会連合会と11の地区町会連合会があります

新宿区内には、10所の特別出張所と区役所周辺の地区を合わせた11地区において、地区町会連合会が設立され、200の町会・自治会（令和7年3月31日時点）が加入しています。

また、各地区の情報交換及び相互の親睦を図るとともに、関係行政機関と連携し、地域社会の福祉増進に寄与することを目的として、各地区町会連合会の代表者によって新宿区町会連合会が組織されています。

新宿区町会連合会

地区町会連合会（11地区）

町会・自治会（200団体）



## 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町会・自治会 区の区域内（以下「区内」という。）の一定の地域に居住する者並びに事業者及び商店会その他の団体により形成された暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいう。
- (2) 区民 区内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。
- (3) 事業者 区内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (4) マンション等 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- (5) マンション等建築主等 区内のマンション等の新築に係る請負契約の発注者又は受注者及び請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- (6) マンション等管理者等 次に掲げるものをいう。
  - ア 区内の管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）（当該マンション等の管理を委託している場合を除く。）
  - イ 区内のマンション等（管理組合がないものに限る。）の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）を代表する者（当該マンション等の管理を委託している場合を除く。）
  - ウ 区内の管理組合又は区内のマンション等の区分所有者を代表する者から委託を受けてマンション等の管理を行うもの
- (7) 地域活動団体 防災・防犯、環境美化、高齢者、子ども、スポーツその他の分野において、暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいう。
- (8) 地域コミュニティ 区内の一定の地域における区民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。

## 説明

### (1) 町会・自治会

町会・自治会の会員については、町会・自治会ごとに規約等により定められており様々です。そのため標準的な町会・自治会の構成としています。

### (2) 区民

地域コミュニティを活性化させるためには、地域で活動する様々な主体が、町会・自治会の活動に参加し、協力し、連携することが重要です。そのため、本条例では、区内に住所を有する者だけでなく、区内で働く者、学ぶ者及び活動する者を区民として定義しています。

### (3) 事業者

区内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいいます。事業者には、社会福祉法人、非営利活動法人、事業者の集合体としての商店会等を含みます。

#### (4) マンション等

共同住宅、長屋、寄宿舎など一戸建て以外の住宅をいいます。分譲・賃貸の別や規模に関わらず全てのマンション等を条例の対象としています。

#### (5) マンション等建築主等（以下「マンション等の建築主」といいます。）

建築主や施主、建築事業者、デベロッパー、市街地再開発組合等をいいます。

#### (6) マンション等管理者等（以下「マンション等の管理者」といいます。）

条例に定める以下の三つの主体をマンション等管理者等といいます。

ア 分譲マンション等の管理組合、理事会等

イ 賃貸マンション等のオーナー等

ウ 管理会社等

なお、ア・イともに「管理を委託している場合」は、ウがマンション等の管理者となります。

また、「管理を委託している場合」とは、国がマンション標準管理規約に示す「マンション及び周辺の風紀、秩序及び安全の維持、防災並びに居住環境の維持及び向上に関する業務」を委託している場合をいいます。

#### (7) 地域活動団体

地域の防火や防災について取組を行っている各地区の「防火防災協会」、地域における社会福祉や児童福祉の相談やつなぎ役となっている「新宿区民生委員・児童委員協議会」、地域の青少年の健全育成に取り組んでいる「地区青少年育成委員会」、地域でスポーツを楽しむ環境をつくっている「新宿区スポーツ推進委員協議会」、地域環境の美化に取り組んでいる各地区の「清掃協力会」、地域を豊かにする社会活動に取り組む「高齢者クラブ」、様々な地域課題の解決に向けて活動する「地区協議会」などといった団体をいいます。

#### (8) 地域コミュニティ

区内の一定の地域における区民相互のつながりを基礎とする地域社会をいいます。



## 基本理念

第3条 町会・自治会の活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 町会・自治会の自主性及び主体性に基づき推進すること。
- (2) 区民及び地域で活動する様々な主体が、地域コミュニティの一員として町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、又は連携することにより推進すること。

### 説明

区内の200の町会・自治会は、それぞれに特色があり、行っている活動や考え方が様々であることから、各町会・自治会の自主性及び主体性を尊重することを定めています。

また、町会・自治会への加入を前提とするのではなく、地域で活動する様々な主体が、地域課題を解決するために、町会・自治会への理解と関心を深め、町会・自治会の活動に参加、協力、連携をしていくことで、町会・自治会の活性化を推進していきます。



## 町会・自治会の役割

第4条 町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織としてその発展に寄与してきたことを踏まえ、これまでの取組を永く次世代に伝えていくよう努めるものとする。

- 2 町会・自治会は、区民及び地域で活動する様々な主体が町会・自治会への理解と関心を深め、その活動に参加し、協力し、又は連携することができるよう、その活動への理解の促進並びに区民相互の交流及び協働に努めるものとする。

### 説明

町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、行政と連携しながら、地域の防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守りや子育て支援、にぎわいづくり等の様々な活動を行っています。

町会・自治会は、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりにはなくてはならない存在であることから、これまでの取組を永く伝えてもらうことを定めています。

一方で、町会・自治会の活動内容を知らない、参加方法が分からないという区民も多く、町会・自治会の活動への理解の促進や、活動を通して交流や協働することが重要であるため、町会・自治会の役割として定めています。

## 区民の役割

第5条 区民は、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 区民は、町会・自治会の活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

### 説明

新宿区は、住民だけでなく、働いている人や学生等も多いことから、そうした方々が地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めることが重要です。自分が住むまちや地域、活動するまちや地域の課題に関心を持って、町会・自治会が行っている活動に参加し、又は協力するよう努めることを区民の役割として定めています。



## 事業者の役割

第6条 事業者は、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

### 説明

新宿区内には事業者が多く、地域コミュニティにおける重要な主体の一つです。事業者が、積極的に防災活動や清掃・美化活動といった町会・自治会の活動に関わることが重要です。町会・自治会への理解と関心を深め、自らの活動するまちや地域の課題に関心を持ち、町会・自治会が行っている活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めることを事業者の役割として定めています。

## マンション等建築主等の役割

第7条 マンション等建築主等は、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 マンション等建築主等は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

3 マンション等建築主等は、マンション等を新築するときは、新宿区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、町会・自治会との連絡先を区へ報告しなければならない。

### 説明

区民の約8割がマンション等に居住しており、マンション等の居住者は、地域コミュニティの一員として重要な存在です。そのため、マンション等の建築前から、マンション等の建築主の連絡先を報告してもらうことにより、町会・自治会の行う清掃や防犯等の地域活動への参加・協力などの連携方法を話し合っていくことが重要です。本条例では、マンション等の建築主に対して、町会・自治会との連絡先を区へ報告することを義務付けています。報告された連絡先は、マンション等の建築主と町会・自治会との連携のために利用します。



## マンション等管理者等の役割

- 第8条 マンション等管理者等は、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。
- 2 マンション等管理者等は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。
  - 3 マンション等管理者等（次項に規定するマンション等管理者等を除く。）は、規則で定めるところにより、町会・自治会との連絡先を区へ報告しなければならない。
  - 4 この条例の施行前に管理を開始したマンション等のマンション等管理者等は、町会・自治会の要請に基づく区の求めに応じ、規則で定めるところにより、町会・自治会との連絡先を区へ報告するよう努めるものとする。

### 説明

条例第7条と同様に、マンション等の管理者に対して、町会・自治会との連絡先を区へ報告することを義務付けています。

また、マンション等の建築主が町会・自治会と話し合った事項が、マンション等の管理者に引き継がれていない事例があることから、条例施行規則で引継ぎについての協力を求めています。

条例施行前に建築されたマンション等についても、連絡先が分からないとの声を多くいただいており、町会・自治会から要請があった場合は、区からマンション等の管理者に連絡先の報告を働きかけていきます。

### TOPIC

#### 町会・自治会との連絡先の提供にご協力ください

##### ▶ マンション等の建築主

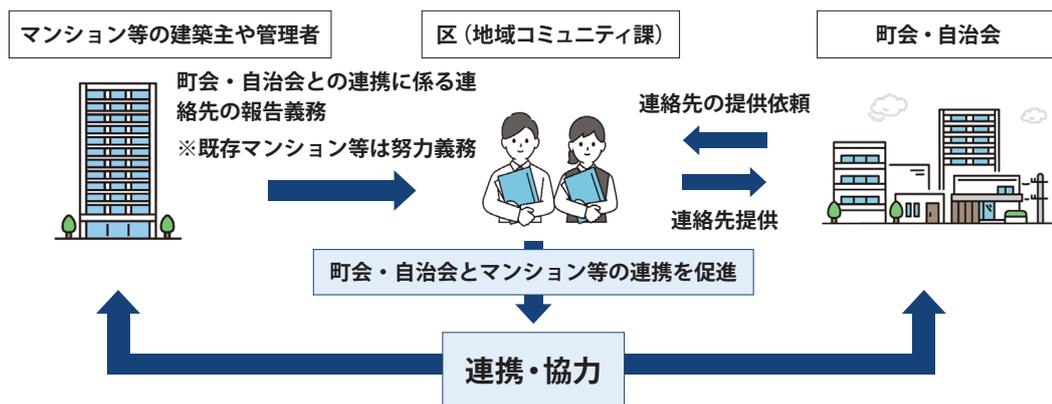
建築確認申請までに区に「町会・自治会との連絡先報告書（マンション等建築主等）」（P 17掲載）を提出してください。

また、マンション等の管理者が決まり次第、マンション等の管理者に、町会・自治会との連絡先を報告する義務があることを伝えて、これまで町会・自治会と協議した事項について、引継ぎを行ってください。

##### ▶ マンション等の管理者

マンション等の管理者の決定後、区に「町会・自治会との連絡先報告書（マンション等管理者等）」（P 18掲載）を提出してください。

また、マンション等の建築主が、これまで町会・自治会と協議した事項について、引継ぎを受けてください。マンション等の管理者が変更する場合も、変更後のマンション等の管理者に引継ぎを行ってください。



## 小中学校・高校の役割

第9条 小中学校・高校は、児童・生徒及び保護者が町会・自治会への理解と関心を深める機会を設けるよう努めるものとする。

2 小中学校・高校は、児童・生徒及び保護者が町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するための機会を設けるよう努めるものとする。

### 説明

子どものときに町会・自治会の活動に参加した経験は、地域コミュニティ意識の醸成や地域への愛着につながることから、保護者を含めた児童・生徒の町会・自治会活動への参加機会をつくることを小中学校・高校の役割としています。



## 大学・専修学校等の役割

第10条 大学・専修学校等は、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 大学・専修学校等は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

### 説明

大学・専修学校等とは、学校教育法の第1条に規定される大学、同法第124条に規定される専修学校、同法第134条に規定される各種学校をいいます。

なお、大学・専修学校等には、各種学校として認可されている日本語学校も含まれます。

区内には、22の大学、1の短期大学が立地（令和7年3月31日時点）しており、災害など、不測の事態に備え、学生が地域との関係を持つ機会を作ることができるよう、町会・自治会が行っている活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めることを大学・専修学校等の役割として定めています。



## 地域活動団体の役割

第11条 地域活動団体は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

### 説明

新宿区では様々な分野の団体が地域活動に取り組んでいます。町会・自治会と相互に理解を深め、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携することで、町会・自治会を中心とした地域コミュニティを活性化させるよう努めることを地域活動団体の役割として定めています。

## 区の責務

- 第12条 区は、この条例の目的及び基本理念が町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体に認識されるよう周知し、その理解の促進を図るものとする。
- 2 区は、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体と連携して活性化施策に取り組むものとし、その実施に当たっては、町会・自治会の負担にならないよう配慮するものとする。
- 3 区は、第7条第3項並びに第8条第3項及び第4項の規定による報告を受けた連絡先を、当該報告に係るマンション等の地域の町会・自治会へ提供するものとする。

### 説明

本条例のもと、区が町会・自治会や区民、地域で活動する様々な主体と連携し、町会・自治会を中心とした地域コミュニティの活性化に取り組んでいくために、果たすべき責務を定めています。

## 施策の推進

- 第13条 区長は、活性化施策を総合的に推進するための計画を定めるものとする。
- 2 区、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体は、前項の計画に基づき、活性化施策に取り組むものとする。

### 説明

条例は、町会・自治会活性化に関する理念や地域コミュニティのあるべき姿を示す条例であり、各主体の連携を重視した条例です。活性化施策を体系化し、効果的・効率的に推進するため「新宿区町会・自治会活性化推進プラン」を条例施行に合わせて策定します。

## 規則への委任

- 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 説明

「新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例施行規則」では、町会・自治会との連絡先報告書の様式や報告の時期等を定めています。



## 新宿区条例第44号

## 新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例

## (前文)

私たちのまち新宿区では、それぞれの地域で暮らし、働き、活動する人々が交流し、絆をつくり、その地域の歴史や文化を大切にしながら、豊かな地域コミュニティを形成してきました。

町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織として、行政と連携しながら、地域の防災・防犯、環境美化、歴史・文化の継承、高齢者の見守りや子育て支援、にぎわいづくり等の様々な活動を行い、地域コミュニティの発展に寄与してきました。町会・自治会は、安全・安心で快適な暮らしやすいまちづくりにはなくてはならない存在です。

しかし、生活様式の変化や価値観の多様化等により、町会・自治会への加入率の低下やその活動の担い手の不足が深刻化しており、暮らしやすいまちづくりに影響を及ぼすおそれがあります。町会・自治会の活性化を図り、新宿区の豊かな地域コミュニティを支える町会・自治会の取組を、次世代に伝えていくことが大切です。

新宿区は、昼間人口の過半数が在勤者・在学者であり、外国人の割合も高く、様々な方が活動する多様性のある自治体です。区民や、地域で活動する様々な主体が、新宿区をわがまちと捉え、相互理解と思いやりの気持ちを持って、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、連携することが、町会・自治会の持続的な発展につながります。

私たちは、永く、地域の課題に対して皆で考え、行動し、解決していくことで、ここに住み続けて良かった、ここで働き、活動して良かったと思える地域コミュニティを地域全体でつくっていく必要があります。

町会・自治会の活性化を図ることにより、将来にわたり地域コミュニティを活性化させ、暮らしやすいまちを実現する決意を込め、ここに、この条例を制定します。

## (目的)

第1条 この条例は、町会・自治会の活性化の推進に係る基本理念を定め、町会・自治会、区民、事業者、マンション等建築主等、マンション等管理者等、小中学校・高校、大学・専修学校等その他地域活動団体の役割及び新宿区（以下「区」という。）の責務を明らかにするとともに、区、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体が連携し、町会・自治会の活性化のために必要な施策（以下「活性化施策」という。）に取り組むことにより、地域コミュニティの活性化を図り、もって暮らしやすいまちの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町会・自治会 区の区域内（以下「区内」という。）の一定の地域に居住する者並びに事業者及び商店会その他の団体により形成された暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいう。
- (2) 区民 区内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。
- (3) 事業者 区内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。
- (4) マンション等 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- (5) マンション等建築主等 区内のマンション等の新築に係る請負契約の発注者又は受注者及び請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- (6) マンション等管理者等 次に掲げるものをいう。
  - ア 区内の管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）（当該マンション等の管理を委託している場合を除く。）
  - イ 区内のマンション等（管理組合がないものに限る。）の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）を代表する者（当該マンション等の管理を委託している場合を除く。）
  - ウ 区内の管理組合又は区内のマンション等の区分所有者を代表する者から委託を受けてマンション等の管理を行うもの
- (7) 地域活動団体 防災・防犯、環境美化、高齢者、子ども、スポーツその他の分野において、暮らしやすいまちの実現に取り組む団体をいう。
- (8) 地域コミュニティ 区内の一定の地域における区民相互のつながりを基礎とする地域社会をいう。

(基本理念)

第3条 町会・自治会の活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 町会・自治会の自主性及び主体性に基つき推進すること。
- (2) 区民及び地域で活動する様々な主体が、地域コミュニティの一員として町会・自治会への理解と関心を深めるとともに、その活動に参加し、協力し、又は連携することにより推進すること。

(町会・自治会の役割)

第4条 町会・自治会は、地域コミュニティの中心的な組織としてその発展に寄与してきたことを踏まえ、これまでの取組を永く次世代に伝えていくよう努めるものとする。

- 2 町会・自治会は、区民及び地域で活動する様々な主体が町会・自治会への理解と関心を深め、その活動に参加し、協力し、又は連携することができるよう、その活動への理解の促進並びに区民相互の交流及び協働に努めるものとする。

(区民の役割)

第5条 区民は、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 区民は、町会・自治会の活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域コミュニティの一員として、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 事業者は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

(マンション等建築主等の役割)

第7条 マンション等建築主等は、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 マンション等建築主等は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

3 マンション等建築主等は、マンション等を新築するときは、新宿区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、町会・自治会との連絡先を区へ報告しなければならない。

(マンション等管理者等の役割)

第8条 マンション等管理者等は、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 マンション等管理者等は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

3 マンション等管理者等（次項に規定するマンション等管理者等を除く。）は、規則で定めるところにより、町会・自治会との連絡先を区へ報告しなければならない。

4 この条例の施行前に管理を開始したマンション等のマンション等管理者等は、町会・自治会の要請に基づく区の求めに応じ、規則で定めるところにより、町会・自治会との連絡先を区へ報告するよう努めるものとする。

(小中学校・高校の役割)

第9条 小中学校・高校は、児童・生徒及び保護者が町会・自治会への理解と関心を深める機会を設けるよう努めるものとする。

2 小中学校・高校は、児童・生徒及び保護者が町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するための機会を設けるよう努めるものとする。

(大学・専修学校等の役割)

第10条 大学・専修学校等は、町会・自治会への理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 大学・専修学校等は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

(地域活動団体の役割)

第 11 条 地域活動団体は、町会・自治会の活動に参加し、協力し、又は連携するよう努めるものとする。

(区の責務)

第 12 条 区は、この条例の目的及び基本理念が町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体に認識されるよう周知し、その理解の促進を図るものとする。

2 区は、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体と連携して活性化施策に取り組むものとし、その実施に当たっては、町会・自治会の負担にならないよう配慮するものとする。

3 区は、第 7 条第 3 項並びに第 8 条第 3 項及び第 4 項の規定による報告を受けた連絡先を、当該報告に係るマンション等の地域の町会・自治会へ提供するものとする。

(施策の推進)

第 13 条 区長は、活性化施策を総合的に推進するための計画を定めるものとする。

2 区、町会・自治会、区民及び地域で活動する様々な主体は、前項の計画に基づき、活性化施策に取り組むものとする。

(規則への委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## 新宿区規則第72号

### 新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例（令和6年新宿区条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

#### (連絡先の報告)

第3条 条例第7条第3項の規定による報告は、町会・自治会との連絡先報告書（マンション等建築主等）（第1号様式）により行うものとする。

2 条例第8条第3項及び第4項の規定による報告は、町会・自治会との連絡先報告書（マンション等管理者等）（第2号様式）により行うものとする。

#### (報告の時期)

第4条 条例第7条第3項の規定による報告は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出するときまでに行うものとする。

2 条例第8条第3項の規定による報告は、当該報告に係るマンション等におけるマンション等管理者等の決定後遅滞なく行うものとする。

3 条例第8条第4項の規定による報告は、同項の求めに応じて遅滞なく行うよう努めるものとする。

#### (補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

町会・自治会との連絡先報告書（マンション等建築主等）

年 月 日

新宿区長 宛て

報告者 住 所：

氏 名：

電 話： （ ）

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり、新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例第7条第3項の規定により報告します。

また、区がこの報告書の記載内容を、当該マンション等の地域の町会・自治会に提供することに同意します。

<p>マンション等の情報</p>	<p>名 称（仮称可）： 所在地（地名地番）： 階数：地上 階・地下 階 戸数： 戸 分譲・賃貸等種別：<input type="checkbox"/>分譲 ・ <input type="checkbox"/>賃貸 ・ <input type="checkbox"/>分譲+賃貸 工事着手予定月： 年 月 工事完了予定月： 年 月</p>
<p>町会・自治会との連絡先</p>	<p><input type="checkbox"/>建築主 <input type="checkbox"/>工事施工者 住 所： 氏 名（法人にあっては、担当者の氏名）： 電 話： （ ） FAX： （ ） メールアドレス：</p>

【確認事項】

- (1) この報告書の記載内容は、当該マンション等の地域の町会・自治会へ提供し、町会・自治会とマンション等建築主等との連携のために利用させていただきます。
- (2) この報告書に記載していただいた個人情報については、適正に管理し、上記以外の目的では使用しません。
- (3) マンション等建築主等は、町会・自治会との連絡先に変更があった場合は、再度この報告書を提出してください。
- (4) マンション等建築主等は、当該マンション等のマンション等管理者等が決まり次第、当該マンション等管理者等に、町会・自治会との連絡先を区に報告する義務があることを伝えてください。
- (5) マンション等建築主等は、町会・自治会と協議した事項について、マンション等管理者等への引継ぎを行ってください。

町会・自治会との連絡先報告書（マンション等管理者等）

年 月 日

新宿区長 宛て

報告者 住 所：

氏 名：

電 話： （ ）

（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

次のとおり、新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例第8条（第3項・第4項）の規定により報告します。

また、区がこの報告書の記載内容を、当該マンション等の地域の町会・自治会に提供することに同意します。

<p>マンション等の情報</p>	<p>名 称： 所在地（住居表示）： 階数：地上 階・地下 階 戸数： 戸 分譲・賃貸等種別：<input type="checkbox"/>分譲 ・ <input type="checkbox"/>賃貸 ・ <input type="checkbox"/>分譲+賃貸</p>
<p>町会・自治会との連絡先</p>	<p><input type="checkbox"/>管理組合 <input type="checkbox"/>管理会社 <input type="checkbox"/>その他（ ） 住 所： 氏 名（法人にあっては、担当者の氏名）： 電 話： （ ） FAX： （ ） メールアドレス：</p>

【確認事項】

- (1) この報告書の記載内容は、当該マンション等の地域の町会・自治会へ提供し、町会・自治会とマンション等管理者等との連携のために利用させていただきます。
- (2) この報告書に記載していただいた個人情報については、適正に管理し、上記以外の目的では使用しません。
- (3) マンション等管理者等は、町会・自治会との連絡先に変更があった場合は、再度この報告書を提出してください。
- (4) マンション等管理者等は、マンション等建築主等と町会・自治会が協議した事項について、マンション等建築主等からの引継ぎを受けてください。また、マンション等管理者等を変更する場合も、町会・自治会と協議した事項について、引継ぎを行ってください。

印刷物作成番号

2024-18-2601

新宿区未来につなぐ  
町会・自治会ささえあい条例ハンドブック

発行年月 令和7年3月

発行・編集 新宿区地域振興部地域コミュニティ課

新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

電話 (03) 5273-4127

FAX (03) 3209-7455

この印刷物は、業者委託により5,000部印刷しています。その経費として、1部あたり114円(税込)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。